（経過措置）

第二条　地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の地域再生法（次条において「新法」という。）第十七条の七第六項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画（新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十条の七第二項」の下に「、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十二第二項」を加え、同条第二項中「第十条の七第一項」の下に「、地域再生法第十七条の七第六項」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。

第十七条第一項第三号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第十八条第一項第二号中「及び」を「、同項第九号の二に掲げる業務及び」に改める。

第二十一条第一項中「第九号」の下に「、第九号の二」を加える。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十三条の二　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条のうち地域再生法第十七条の二の改正規定中「第十七条の二」を「第十七条の十五」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

第九十四条第二項中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第五条第四項第五号中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第十七条の七中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るものであって、第一号から第四号までに掲げる要件に該当するもの」と、「次に」とあるのは「第五号に」とする。

第十七条の十三第一項中「第十七条の七第九項（同条第十一項」に改める。

附則に次の一条を加える。

（地域再生法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　文部科学省関係（第一条）
第二章　厚生労働省関係（第二条―第六条）
第三章　農林水産省関係（第七条―第九条）
第四章　経済産業省関係（第十条―第十六条）
第五章　国土交通省関係（第十七条・第十八条）
第六章　環境省関係（第十九条）
附則

第一章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第二章　厚生労働省関係

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第二条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「二年」の下に「（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）」を加える。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三条　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第六条の二及び第十条第二項において同じ。）」に改める。

第六条の二第一項中「者は、」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、「以内に、」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十五条の三中「、その店舗」を「その店舗」に、「、市長」を「市長」に、「。第十七条第二項」を「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。